

やまなし子どもの貧困対策推進計画（仮称）（概要版）素案

子育て支援局 子ども福祉課

現状

■子どもの相対的貧困率

国	県
13.9%	10.6%
7人に1人	10人に1人

出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」
県教委社会教育課「やまなし子どもの生活アンケート」

■生活困窮世帯の子どもの自己肯定感

質問事項	子どもの回答割合
自分は価値の無い人間だ	44.5%
孤独を感じている	39.0%
自分が好きでは無い	45.6%

出典：県教委社会教育課「やまなし子どもの生活アンケート」

■高等学校進学率及び中退率、大学等進学率

平成30年度	全国		山梨	
	生活保護世帯	生活保護世帯	生活保護世帯	生活保護世帯
高等学校進学率	98.8%	93.7%	98.7%	89.7%
高等学校中退率	1.4%	4.1%	1.6%	3.1%
大学等進学率	54.7%	36.0%	57.2%	30.4%

出典：県民生活統計調査課「学校基本調査」、文部科学省総合教育政策局調査企画課調査、文部科学省初等中等教育局児童生徒課調査、厚生労働省社会・援護局保護課調査

■主な公的支援制度の認知状況

公的支援制度	生活困窮世帯
チャレンジマザー就業支援事業	13.4%
自立相談支援事業	14.6%
母子・父子自立支援員による相談	22.3%
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	25.9%
ひとり親家庭等日常生活支援事業	29.1%

出典：県教委社会教育課「やまなし子どもの生活アンケート」

法律改正の概要

- 子どもの「将来」だけでなく、「現在」に向けた対策とすること
- 貧困解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神に則り推進されること
- 子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先され、健やかに育成されること
- 貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえること
- 市町村に対する貧困対策計画策定の努力義務化

計画の基本的事項

■計画策定の趣旨

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進する。

■計画の位置付け

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する「都道府県計画」

■計画の性格

やまなし子ども・子育て支援プランの「部門計画」

■計画の期間

2020（令和2）年度～2024（令和6）年度（5年間）

基本理念

全ての子どもが夢や希望を持ち、全ての県民がその夢や希望を叶えようと力を尽くす“山梨”的実現

見直しのポイント

- 切れ目のない支援に向けた情報の共有の加速
- 新たに市町村計画の策定、取り組みの促進
- アウトリーチ・伴走型支援体制の新たな構築
- 「子どもの貧困」に対する社会の更なる理解の促進

子どもの貧困

- 経済的な困窮だけではない
- 子ども（と保護者）が学校や地域で孤立し、相談できる人がいない
- 子どもから学習を含めた様々な体験の機会が奪われている
- 自己肯定感や学習意欲が低下し、子どもが生きる気力を失っている 等

具体的な施策の方向性（大きな土台と4つの柱）

1 教育の支援

- 学校をプラットフォームとした総合的な子どもの支援の展開
- 就園・就学支援の充実
- 大学等進学に対する教育機会の提供
- 生活困窮世帯等への学習支援

2 生活の安定に資するための支援

- 保護者の生活支援
- 子どもの生活支援
- 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備
- 子どもの就労支援
- 支援する人員の確保等

3 保護者に対する職業生活の安定と向上のための就労の支援

- 経済団体等への要望活動による支援
- 保護者の就労環境の整備
- 保護者の資格取得等に対する支援
- 保護者の再就職に対する支援
- 就業相談や各種情報提供

4 経済的支援

- 児童扶養手当をはじめとした子育て世帯への経済的支援
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金等によるひとり親世帯への経済的支援
- 生活保護世帯の子どもの進学時の支援

大きな土台

各種機関、団体等との連携・協働

※社会福祉協議会などの支援機関、NPO法人などの民間団体、学校、自治会、企業、地域住民、学生などを指す

子どもを中心に置いた支援、応援のため、子どもの貧困を「自分事（ジブンゴト）」として捉え、環境の改善に向けて一緒に考え、対話し、活動する。

- 学校をプラットフォームとした活動の定着化
- 子どもの貧困に対する社会の理解促進

- 子どもの居場所の周知と後方支援
- 市町村の計画策定と取り組みの促進

- 支援制度（公的・民間）の周知と活用促進

ネットワークの構築数の目標
5市町村→27全市町村